

〔研究ノート〕

人権保障の国際化と日本

小 寺 初世子

目 次

はじめに

人権保障の国際化の進展状況

国際人権条約と日本（そして世界）

おわりに

はじめに

かつて、憲法学者、故宮沢俊義博士は、各国の憲法による人権の保障が、論理必然的に国際化されると説かれた。すなわち、

「国内民主制と国際民主制とは、たがいに密接な関連を有し、前者は後者の条件であると同時に、後者はまた前者の条件でもある。諸国の憲法ないし権利宣言による人権の保障は、論理必然的に人権の国際法的な保障をもたらすし、ま

た、国内の権利宣言による人権の保障は、国際法的な保障によって裏づけられてはじめて、実効的なものになることができる。^①

といわれるのである。そして、その証拠として、

「ファシズムによる恥ずべき人権の無視をひとつの契機とした第二世界戦争の翌日において、人間の尊厳を回復し、人権の保障をより実効的にするため、人権の国際法的な保障が、特に強く要望されるようになったことは、この意味で、きわめて当然である。」^②

と続けておられる。

実際のところ、人権の国際的保障は、第二次大戦後の国際法の主要な課題の一つとなつて来た。国際法学者、田畑茂二郎博士は、この間の事情を、次のように書いておられる。すなわち、

「国際法は、第二次大戦を契機として、正に転換という名にふさわしいほどの大きな変貌をさまざまな点でみせている。その中でもとりわけ注目されるのは、これまで一般に国際法の上では疎外されてきていた人びとの人権問題が、国際法上の重要な課題として大きく浮上してきたということである。国際連盟規約は人権問題にはまったくふれていなかったが、第二次大戦後の国際連合憲章では、人権尊重のための国際協力が国際連合の目的の一つとして大きく取り上げられており、その後、国際連合を中心として、おびただしい数の人権条約が作られている。(傍点筆者)」^③

ところで、一九八八年は、世界人権宣言の採択四〇周年に当り、これを記念して、国連からは、現下の国際的人権保障に関する資料が、いくつか公刊されている。これらの資料は、東京などでは、国連広報センターや国立国会図書館、さらには大学等に付設されている国連寄託図書館等において、容易に閲覧できるものであるが、地方、とくに鹿児島においてはこうした施設が全く存在しないので、小稿では、筆者が入手することのできた若干の資料をもとに、人権保障を目的と

して、現在のところ、国連を中心にとどのような条約が制定されており、かつ、わが国がそれらの条約についてどのような対応して来ているかといった問題を、世界の各国の態度とも対比させながら、簡単に紹介することとした。

- ① 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編 「人権宣言集」(岩波文庫) 岩波書店 一九七七年 二六頁。
- ② 全右書 二六～二七頁。
- ③ 田畑茂二郎 「国際化時代の人権問題」 岩波書店 一九八八年 二頁。

人権保障の国際化の進展状況

前節に引用した文章の中で、田畑博士は、国際連合を中心として、すでに「おびたしい数」の人権条約が、制定されてきていると述べておられるが、それら、国連が中心となって作られた条約の数は、大体、どの位になっているのであろうか。

最近、世界人権宣言の採択四〇周年を記念して、国連から出された「国際人権文書集」^①によれば、そこに採録されている国際文書の総数は、六七に及んでいる。この「国際人権文書集」は、最初、一九六八年に、世界人権宣言採択二〇周年を記念して、その第一版が国連から出され、以後五年毎に、二五周年記念号(一九七三年)^②、三〇周年記念号(一九七八年)^③、三五周年記念号(一九八三年)^④と版を重ねて来たもので、一九八八年のそれは第五版に当るものである。そして、そこに採録された国際人権文書の数も、第二版で四一、第三版で五〇、第四版で五七、と順当に増加して来ており、人権の国際的保障の着実な進展が反映されている。

ところで、この国際人権文書集第五版に採録されている六七の国際文書のうちには、たとえば「世界人権宣言」とか

「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言（植民地独立付与宣言）」といった Declaration や「テヘラン宣言」のような Proclamation あるのは「国連連合難民高等弁務官規程」Statute とか、「被拘禁者の取扱いに関する標準最低原則」Standard Minimum Rules 等々といったものから、はては、「天然資源に対する永久的主権」（国連総会決議第一八〇三号 [XV II]）といったものまでが含まれており、いわゆる「条約」が六七もあるという意味では決してない。つまりこの六七の文書の中には、条約以外の国際文書も沢山含まれているのである。最近では、こうした条約以外の国際文書（とくに国連総会決議など）に、何らかの法的効力を認めようとする議論も行なわれているが、^⑦小稿では、やはり「条約」に限って考察を進めることとしたい。

さて、国連の国際人権文書集第五版によれば、そこに採録されている六七の国際文書のうち、いわゆる「条約」に当るものは、三三文書である。いいかえれば、残りの三四文書は、条約以外の諸文書なのである。そこで、いわゆる「条約」のみに限って、手許にある過去の国際人権文書集の第二版以降に採録されたものの数をひろえば、一九七三年の第二版では二六条約、一九七八年の第三版では二八条約、一九八三年の第四版では三一条約、そして一九八八年の第五版では三三一条約となっており、その数も着実に増加して来ていることが見てとれる。

ところで、この国際人権文書集第五版に採録されている三三条約のうち、一条約は、国連（総会）に直接関連したものであるというよりは、その専門機関の採択したものである。すなわち、一条約中、ユネスコ関係のものが二条約（一九六〇年の教育における差別禁止条約、および一九六二年の、教育における差別禁止条約の当事国間に生じうる一切の紛争の処理を任務とする調停及び斡旋委員会を設置するための議定書）、^⑧残る九条約は、国際労働機関関係のもの（いわゆる ILO 条約）である。いま、それらを第五版での採録順に列記すれば、雇用および職業についての差別待遇に関する条約（第一一一号）、同一価値の労働に対する男女労働者の同一報酬に関する条約（第一〇〇号）、強制労働に関する条約（第二九号）、強制労働の廃止に関する条約（第一〇五号）、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八七号）、団結権及び

団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九八号）、企業における労働者代表に与えられる保護および便宜に関する条約（第一三五号）、公務における団結権の保護および雇用条件決定手続に関する条約（第一五一号）、および、雇用政策に関する条約（第一二二号）の九条約となる。

このように、国連が編集した国際人権文書集に採録されているILO条約は、九条約だけであるが、筆者が電話により、ILO東京支局に問い合わせたところによれば、一九八八年二月現在で、ILO条約は一六八号までを数え（他に議定書があるともいう）、ILO勧告は一七六号に達していることである。ただし、次節で述べるILO条約への日本および諸外国の加盟状況等についての記述の基礎に用いた資料は、一九八八年一月一日現在（一九八七年版）のものであり、この時点でのILO条約は一六六号まで、勧告は一七四号までとなっている^⑨。それにしても、国連は、かくも膨大な数のILO条約のうち、なぜ九条約のみを、国際人権文書集に採録しているのであろうか。もちろん、これら九条約が、とくに「人権」と強いかかわりをもつからであろうことは、容易に察せられるが、しかしILOといえば、労働条件の改善等、労働者の保護、とくにその権利の保護に強い関心をもつ機関であり、そこで採択された条約のうち、人権に関するものを、これら九条約に限定することの意義は、余り認められないように思われるのである。もっとも、ILO条約にしろ、ユネスコが採択した条約（で人権保障に関わるもの）にしろ、これらの条約は、厳密な意味において、「国連が中心となって作成した条約」とはいえないと思われるので、次節では、むしろこれら専門機関関係の一一条約を除いた残る二二条約を扱うこととし、ILO条約については、末尾で簡単にふれることとしたい。

ところで、この二二という人権条約の数であるが、この数字は、たしかに、第二次大戦後の人権保障の国際化のめざましい進展を示しているといつてよいであろう。次節では、これらの条約に対するわが国の態度を中心に概観することとする。

⑨ “Human Rights—A Compilation of International Instruments” (ST/HR/1/Rev. 3)

- ② 残念乍ら、現在、手許にはこの版が欠けているので、この文書のコードは不明であり、採録文書数も解らない。
- ③ ST/HR/1.
- ④ ST/HR/1/Rev. 1.
- ⑤ ST/HR/1/Rev. 2.
- ⑥ ここに採録されている「条約」以外の国際文書の表記方法は他にもあるが、割愛した。なお、「決議」以外の名称で採録されている文書——たとえば宣言など——も、多くは国連総会決議である。
- ⑦ このいわゆるソフトローの問題に関しては、たとえば、松井芳郎他五名「国際法」(有斐閣Sシリーズ) 有斐閣 一九八八年二八―三三頁の解説参照。
- ⑧ 日本は、いずれの条約にも、当事国となっていない。なお、小稿ではユネスコ条約にこれ以上ふれない。別の機会に研究したいと思っている。
- ⑨ ILO条約がこれ程多いのは、この機関の設立が第一次大戦終了直後に遡るからである。

国際人権条約と日本(そして世界)

前節で述べたように、国連の国際人権文書集の最新版が採録する三三の人権条約のうち、ユネスコ関係の二条約と、ILO関係の九条約を除いた二二条約が、いわゆる「国連が中心となって作成した人権関係諸条約」^①ということになる。^②そして、これら二二条約に対する世界の一七―一か国の批准状況等を、国連は、やはり世界人権宣言採択四〇周年を記念して、「国際人権文書の現況」^③の表題の下に公刊している。その序文によれば、一九八七年九月一日現在の条約批准国数、加入国数、署名国数(署名のみして未批准国の数)が示されているとあるが、この数は、その後、国連広報センターの努力により、さらに改訂されて、一九八八年三月一日現在の批准(加入を含む——以下同じ)国数等を示す「各国の国際人

権条約批准状況」が公表されたので、本節では、もっぱらこの資料に基づいて考察を進めることとする。

ところで、国連の前出資料も、国連広報センターの資料も、そこで扱っている人権条約は二三条約であるが、——これら二三条約のコード名、英語名、その日本語訳、および略称については、末尾の第1表参照——その内容は、前出の国際人権文書集第五版所収の三三条約から、ユネスコおよびILO関係の一一一条約を差し引いた二三条約とは、厳密には、一致していない。すなわち、国際文書集に採録されている「国際修正権に関する条約」^④が、「現況（一九八八年版）」にも、広報センターの資料にも入れられておらず、かわりに、一九二六年の奴隷条約（条約コードX）を、一九五三年の改正議定書（条約コードXI）で改正した後の改正（済）奴隷条約（条約コードXII）が追加されているので、差引合計二三条約となっているのである。

さて、これら二三の人権条約のおおのについて、その採択等が行なわれた年月日、条約が効力を発生した年月日、一九八八年三月一日現在での各条約の当事国数、署名のみで批准をまだしていない国家の数、さらに人権の国際的保障に対する国家の積極性を計る尺度と考えられるもの——すなわち、実施措置として国家通報制度を定めるB規約（条約コードII）第四条に基づく選択宣言国数、個人通報制度を定める人種差別撤廃条約（条約コードIV）第一四条に基づく選択宣言国数。なお個人通報制度を定めるB規約の選択議定書（条約コードIII）当事国数も同じ意味で重要である。——ならびに、これらの条約に対する加盟状況を一覧表にしたのが末尾の第2表である。

この表から明らかなようにに、日本が当事国となっている人権条約は、二三条約中僅かに七条約^⑤（三一・八パーセント）である。ちなみに、一七一か国が当事国となっている平均条約数は、八・七であり、日本は世界の平均を下廻っている。また、日本が当事国となっている七条約が、日本について効力を発生した日付を見ると、日本は、いずれの条約についても、すでに条約が効力を発生してから、当事国となるための行動を起していることが解る^⑥のみならず、先にあげた「人権の国際的保障に対する国家の熱意の尺度」ともいふべき、B規約第四条に基づく選択宣言も、人種差別撤廃条約第一

四条に基づく選択宣言も、日本は行なっていないだけでなく、B規約の選択議定書に至っては、批准はもとより、署名さえ行なっていない。そのうえ日本は、A規約（条約コードI）の署名の際に行なつた留保と宣言とを確認する旨の通告を、批准書の寄託に当って国連事務総長宛の書簡によつて行なっているが、その内容は概略つぎの通りである。すなわち、日本国はA規約第七条(d)にいう「公の休日についての報酬」の規定に拘束されない権利を留保し、A規約第八条(d)の規定に拘束されない権利を留保し（但書省略）、A規約第一三条2(b)及び(c)にいう「特に無償教育の漸進的な導入により」の規定に拘束されない権利を留保すること。および、A規約第八条2及びB規約第二二条(2)にいう「警察の構成員」には、日本国の消防職員が含まれると解釈する旨の宣言をすることである。^⑦

日本が個人通報のようにラディカルな制度ならともかく、国家通報制度を定めるB規約第四条に基づく選択宣言をさせずに放置していること、またすでに当事国数が一〇〇をこえている人種差別撤廃条約や補足奴隷条約（条約コードⅧ）を無視していることなども、この表を見ていて気になる点である。さらに、アバルトヘイト条約（条約コードV）なども、批准国数はすでに八六か国に達しており（これに署名のみを行なっている四か国を加えると九〇か国になる）、世界の七一か国の半数をこえる国家がこの条約に対する支持の態度を示しているのに、日本が第四三回国連総会において、対南ア貿易とのからみで、名指しで非難決議を採択されたことなどを考えあわせると、われわれの人権感覚は少し遅れすぎているのではないかとも思わざるを得ない。もちろん、批准している人権条約の数さえ多ければ、その国家（国民）の人権感覚が進んでいるということになるわけでは決してなからうが、しかし、人権条約批准数がその国家の人権感覚を知る目安になることは、やはり認めざるを得ないように思う。そして、この意味で、日本（人）の人権感覚は決して進んでいるとはいえないように思うのである。なお、この点に関して、最近、興味ある文章を目にした。それは、人権の国際的保護活動の第一線にある国際機関たる規約人権委員会のある委員によつて、日本は「人権面では『発展途上』国と総括された」との記述である。^⑧

ところで、二二の人権条約に対して、世界の二七一の国家が、どのような態度をとっているか、つまり、幾つ位の条約を批准し、また、国家通報制度や個人通報制度に対してもどう対応しているかを、地域別に見たのが、末尾の第3表にまとめた(i)~(iii)の八つの小表である。まず、各小表においては、批准条約数別に国家をグループ分けするのに、日本(つまり批准条約数が七つ)を一つの基準とし、日本より少ない批准条約数(〇~六)の国家をAグループ、日本と同数の国家をBグループ^⑨、日本より多い国家をさらに二群に分けて、批准条約数八~一二の国家をCグループ、一三以上の国家をDグループ、そしてこのC、Dのグループを合計したもの(つまり、日本より多くの条約を批准している国家の総数)を参考に加え、あとは、B規約の選択議定書当事国をEグループとして、その後二つの選択条項に基づく宣言国数をつけ加えた。なお、末尾の第4表は、全世界の一七一国について、それらが批准している人権条約の数別にわけた国家数の散らばりをグラフにしたものである。

さて、第3表における八つの小表を眺めると、上述したように、人権条約の批准数が、人権尊重意識の高さと比例するものと、一応仮定すればの話であるが、アジア及び太平洋地域の諸国の人権感覚の希薄さというか、人権の国際的保障に対する理解の浅さというか、そういった現象がまずここに浮ばりにされているように思われる。これに対して、西欧地域やアメリカ地域の諸国が、その人権保障の国際化の強い進展を示すほとんどの項目において、世界の標準を上廻る数値を示していることが、つぎに目につく。この相違は、今日の人権概念が、特に最近では多少の変容をとげて来ているというものの、まだまだ西欧の人権概念に基づいていることを反映したものと考えるべきなのであろうか。ところが、ここに一つ、興味深い事実が見出される。それは、アフリカ地域の諸国がいろんな点で、むしろ全世界の数値(したがって平均的数値)に比較的類似した数値を示しているという事実である。これはアフリカ諸国が、その地理的条件から、案外西欧に近い考えを人権についても持っていることを示していると見るべきなのであろうか。

それにしても、第3表に含まれる八つの小表を見ていて、特別に筆者の目を惹くのは、東欧地域の諸国が示している特

色ある数値である。すなわち、これらの諸国は、これほど多くの人権条約を批准しているながら、人権保障の実施措置にかかわる国家通報制度や個人通報制度に対しては、わが国同様、極めて冷淡な態度をとっている。そして、このことが、同じヨーロッパ地域内にある西欧諸国と、いちじるしい対照をなしているのである。ひるがえって、最後にもう一度日本の態度にふれるならば、わが国は、アジア地域にある一国家としては、他の諸国家と比べて、とくに極立って変ったことのないところに落ついているということもできよう。しかし、それが、アジア地域では飛び抜けて発展の進んだ経済大国といわれる日本として、ふさわしいことであるかどうかということとは全く別問題であり、むしろ経済大国であるだけに、日本にとって、これは恥ずべき現象とも思われるのである。いいかえれば、日本は、経済問題にだけ敏感で、人権問題などには至って疎いという風に、この表は語っているとも受けとれるのである。先にも引用したように、規約人権委員会の委員が、日本は人権面で、発展途上国だと総括した状況は、この表でも証明されているといえよう。

最後に、人権条約への加盟状況を示す国連資料からはぶかれていたILO条約について、一言つけ加えておこう。上述のように、一九八八年二月現在、ILO条約は一六八号まで、同勧告は一七六号までが採択されていることであるが、筆者の手許にある一九八八年一月一日現在のILO条約に対する各国の批准状況を示す資料に拠ると、この時点でのILO条約は一六六を数え、そのうち一四五条約が必要な批准数を得て効力を発生している。また、ILO加盟国は、付表に載っているが一五三か国、しかしこのうち、アルバニア、南アフリカ、ヴェトナムの三か国が脱退中なので、実質は一五〇か国となり、^⑩一か国当りの平均批准条約数は三五である。

さて、わが国は一九一九年から一九四〇年までと、一九五一年以降、ILOに加盟しているが、この間、戦前に一四条約(第二号、第五号、第七号、第九号、第一〇号、第一五号、第二六号、第一八号、第一九号、第二一号、第二七号、第二九号、第四二号、第五〇号)、戦後に二五条約(第八号、第二二号、第二六号、第四五号、第五八号、第六九号、第七三号、第八〇号、第八一号、第八七号、第八八号、第九六号、第九八号、第一〇〇号、第一〇二号、第一一五号、第一一

六号、第一一九号、第一二一号、第一二二号、第一三二号、第一三三二号、第一三三九号、第一四二二号、第一四七号^①、合計三九条約（発効した一四五条約の二六・八九パーセント）を批准して来た。先に述べたように、ILO加盟国の平均批准条約数は三五であるから、日本は、平均をやや上廻るところに在るといえよう。日本と同じく三九のILO条約を批准している国家には、他にボリビア、キプロス、ルーマニアの三か国がある。

また、日本より多くのILO条約を批准している国家は五二、したがって、日本より批准条約数の少ない国家は九四か国となり、条約の批准数という点だけからすれば、人権条約の場合は、全条約数に対する日本の批准率はILO条約の場合よりも高つたけれども、日本よりも多くの人権条約を批准している国家は一〇か国、日本よりも批准条約数の少ない国家の数は、六二を数えるのみであるから、ILO条約の場合と完全に逆転している。この点からいえば、日本は、ILO条約の場合の方が、まだしも多少の発展をとげているといえるのかも知れない。なお、先にふれた国際人権文書集が特に採録しているILO九条約についてだけいえば、日本はそのうち、第一〇〇号、第二九号、第八七号、第九八号の四条約を批准しており、その数を九条約との百分比でいえば四四・四パーセントという高率となる。つまり、この種の条約については、日本は、なお一層の発展をとげているといっておこう。

ところで、ILO条約の批准数が特に多い国家は、スペイン（一一五条約）、フランス（一一〇条約）、イタリー（一一〇条約）などであるが、これらの国家は人権条約の批准数も、スペインが一六条約、フランスが一六条約、イタリーが一五条約と多い。もつとも人権条約の場合はこれら三か国の批准数が飛び抜けて高いというわけではなく、その点ではILO条約の場合と異っている。なお、この関連で注目しに値いすると思われるのは、アメリカ合衆国がたった七つしかILO条約を批准していないという事実である。もつともそのアメリカは、二二の人権条約のうちでさえ、日本より少ない六条約を批准しているにすぎない^②。

① この表現は、田畑博士がその著書の中で用いておられるものである。田畑 前掲書 六―七頁所載の表の表題参照。

- ② ただし、この二二条約の中には、一九二六年（つまり国際連盟の時代）に作られた奴隷条約も含まれている。
- ③ “Human Rights—Status of International Instruments” (ST/HR/5)
- ④ Convention on the International Right of Correction. 一九五二年二月一日、第七回国連総会において採択。決議番号六三〇号。一九六二年八月二四日効力発生。日本は未加盟。
- ⑤ 日本の場合、署名は済んでいるが、批准はまだという条約はない。
- ⑥ ただ一つ、女子差別撤廃条約のみは、条約の発効前に署名を済ませていた。しかし、日本がこの条約を批准したのは署名の五年後、つまり条約発効から四年後のことである。
- ⑦ 日本国の留保および解釈宣言について詳しくは、「現行法規総覧」第九一卷 第一法規 四八二二頁参照。
- ⑧ 国際人権規約翻訳編集委員会編 「国際人権規約先例集——規約人権委員会精選決定集第一集——」 東信堂 一九八八年 二二—二九頁。とくに二二頁参照。
- ⑨ 批准条約数は七でも、他に署名済未批准条約をもつ国が四か国ある。したがって、日本と完全に同条件の国家は五か国ともいえる。
- ⑩ 資料では、アルバニアが一九六七年以降、南アフリカが一九六六年以降、ヴェトナムが一九八五年以降、ILOの加盟国でなくなっている。
- ⑪ ここに掲げた各条約の正式名称は省略したが、必要ならば、労働省編 「ILO条約・勧告集」第五版 労務行政研究所 一九七九年 を参照されたい。
- ⑫ キプロスの批准済ILO条約数は、ILO東京支局 「国際労働基準——ILOの手引」 一九八七年版では、一九八七年一月一日現在で、三六となっているが、ここでは付表の数を採って、三九とした。
- ⑬ ただし、アメリカはこのほか六条約に署名だけをしている。アメリカが批准している条約は、条約コードで、X、XI、XII、XIII、XX、XXI、の六条約であり、署名のみ済ませている条約は、I、II、IV、VII、VIII、XIIIの六条約である。国家通報も個人通報も、もちろん認めていない。

おわりに

われわれ日本人は、第二次大戦に敗れた結果、占領軍（連合国軍）に押しつけられたような形で、立派な人権宣言を含む現行憲法をもつに至った。しかし、このように、勞せずして手に入れた「人権」の眞の価値を、われわれが充分に認識しているとは思えないふしがある。たしかに日本国憲法は、その第九七条において、

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

と定めているのであるが、われわれ日本人としては、「多年にわたる自由獲得の努力」をそれほど自覚的に行なつたとも思えないし、そうした権利が、「過去幾多の試練に堪え」て来たとも、日本では正直なところ、いえないように思う。そしてそのような日本人の過去の歴史が、われわれの「人権意識の低さ」として、現在にも尾を引いているように思われるのである。小稿で略説して来た人権条約への日本の対応の消極さも、結局はこの「人権意識の低さ」に由来するといえるであろう。

小稿では、資料に現われた、人権条約に対する日本（人）の態度を通じて、日本における人権保障の国際化の進展状況を述べようとしたが、残念ながら簡単な資料紹介に終つてしまった。いづれ他日を期して、日本の人権保障の国際化といったテーマとじっくり取り組んでみたいと思つている。

いうまでもないことだが、日本の批准する人権条約（ILO条約等も含め）の数だけが増えればよいというものでは決してない。大切なのは、人権を尊重しようというわれわれ自身の自覚が高まることである。このことに関し、最後にもう一度、宮沢博士達の「人権宣言集」中の文章を引用して、小稿のしめくくりとさせて頂くことにしよう。

「人權の保障は、紙の上の規定だけでは、じゅうぶんでない。——略—— 人權の保障を実効的ならしめるには、どうしても、国民の一人一人が『人權の感覚』ともいうべきものをおの身につけることが欠くことのできない前提条件であり、そしてそうした条件を実現するためには、一人でも多くの人が『人類の多年にわたる自由獲得の努力』の記録としての人權宣言（および人權条約等の国際人權文書）に親しみ、それを読むことが必要である。（括弧内筆者）」^①

小稿が、人權関係の国際文書に対する関心と親しみを、読者に持っていたくきっかけとなることができれば、それこそ、筆者が望外のよろこびとするところである。

① 高木八尺他二名編 前出「人權宣言集」二一―三頁。

第1表 国際人権条約の名称と日本語訳（略称）

条約
コード

- I 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（A規約）
International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights
- II 市民的および政治的権利に関する国際規約（B規約）
International Covenant on Civil and Political Rights
- III 市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書（B規約の選択議定書）
Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights
- IV あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination
- V アパルトヘイト犯罪の抑圧と処罰に関する国際条約（アパルトヘイト条約）
International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid
- VI スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約（スポーツアパルトヘイト条約）
International Convention against Apartheid in Sports
- VII 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women
- VIII 集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）
Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide
- IX 戦争犯罪および人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約（時効不適用条約）
Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity
- X 1926年奴隷条約（奴隷条約）
Slavery Convention of 1926
- XI 1926年奴隷条約を改正する1953年議定書（奴隷条約改正議定書）
1953 Protocol amending the 1926 Convention

- XII 1926年奴隷条約の改正条約（改正奴隷条約）
Slavery Convention of 1926 as amended
- XIII 奴隷制度，奴隷取引ならびに奴隷制度に類似する制度および慣行の廃止に関する補足条約（補足奴隷条約）
Supplcmenary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery
- XIV 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（白奴条約）
Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others
- XV 拷問，その他の残酷，非人道的もしくは屈辱的な処遇および処罰を禁止する条約（拷問等禁止条約）
Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment
- XVI 既婚夫人の国籍に関する条約（妻の国籍条約）
Convention on the Nationality of Married Women
- XVII 無国籍の削減に関する条約（無国籍削減条約）
Convention on the Reduction of Statelessness
- XVIII 無国籍者の地位に関する条約（無国籍者地位条約）
Convention relating to the Status of Stateless Persons
- XIX 難民の地位に関する条約（難民条約）
Convention relating to the Status of Refugees
- XX 難民の地位に関する議定書（難民地位議定書）
Protocol relating to the Status of Refugees
- XXI 婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）
Convention on the Political Rights of Women
- XXII 婚姻の同意，最低年齢および登録に関する条約（婚姻同意等条約）
Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages

この条約名称の和訳は国連広報センター作成の資料「各国の国際人権条約批准状況」に拠り，略称は筆者が仮につけたものである。

第2表 国連関係人権条約別加盟国数一覧表

(1988年3月1日現在)

条約コード	条約名 (略称による。正式名称は第1表参照)	採択年月日 (作成日、署名日を含む)	発効年月日	X ^① 国数	S ^② 国数	a ^③ (41条)	b ^④ (14条)	日本が当事国となっている条約(日本についての発効年月日)	日本について備考 ○「加盟国」
I	A規約	1966.12.16	1976. 1. 3	91	7			○1979. 9. 21	
II	B規約	1966.12.16	1976. 3. 23	87	7	21		○1979. 9. 21	
III	B規定の選択議定書	1966.12.16	1976. 3. 23	40	5				
IV	人種差別撤廃条約	1965.12.21	1969. 1. 4	124	7		12		
V	アパルトヘイト条約	1973.11.30	1976. 7. 18	86	4				
VI	スボーツアパルトヘイト条約	1985.12.10	未発効	26	47				
VII	女子差別撤廃条約	1979.12.18	1981. 9. 3	94	20			○1985. 7. 25	
VIII	ジェノサイド条約	1948.12. 9	1951. 1. 12	97	4				
IX	時効不適用条約	1968.11.26	1970.11.11	30	1				
X	奴隷条約	1926. 9. 25	1927. 3. 9	67	6				
XI	奴隷条約改正議定書	1953.10.23	1953.12. 7	52	0				
XII	改正奴隷条約	1953.12. 7	1955. 7. 7	85	0				
XIII	補足奴隷条約	1956. 9. 7	1957. 4. 30	102	3				
XIV	白奴条約	1949.12. 2	1951. 7. 25	59	5			○1958. 7. 30	(加入)
XV	拷問等禁止条約	1984.12.10	1987. 6. 26	28	38				
XVI	妻の国籍条約	1957. 1. 29	1958. 8. 11	55	8				
XVII	無国籍別滅条約	1961. 8. 30	1975.12.13	14	3				
XVIII	無国籍者地位条約	1954. 9. 28	1960. 6. 6	34	8				
XIX	難民条約	1951. 7. 28	1954. 4. 22	100	0			○1982. 1. 1	(加入)
XX	難民地位議定書	1967. 1. 31	1967.10. 4	101	0			○1982. 1. 1	(加入のみ)
XXI	婦人参政権条約	1952.12.20	1954. 7. 7	94	5			○1955.10.11	
XXII	婚姻同意等条約	1962.11. 7	1964.12. 9	35	8				

- ① X 批准ないし加入
- ② S 署名はしたが、未批准
- ③ a 「市民的および政治的権利に関する国際規約」の第14条に基づく契約人権委員会の権限を認めることを宣言
- ④ b 「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」の第14条に基づいて人種差別撤廃委員会の権限を認めることを宣言

出典：国際連合広報センター「各国
国際人権条約批准状況」
United Nations Status of Inter-
national Instruments (SI/HR/5)

第3表 地域別批准(加入を含む)済条約数(グループ)別一覧表

(i) ヨーロッパ^a (全域 34か国)

グループ	国家数(x)	$x/34 \times 100(\%)$
A(0~6条約)	4	11.76
B(7日本並)	2	5.88
C(8~12条約)	5	14.70
D(13条約以上)	23	67.64
E B選択議定書当事国	13	38.23
§41 宣言国	13	38.23
§14 宣言国	7	20.58

(v) アジア (39か国)

グループ	x	$x/39 \times 100(\%)$
A	21	53.84
B	3	7.69
C	13	33.33
D	2	5.12
E	0	
§41	2	5.12
§14	0	

(ii) ヨーロッパ^a (西欧23か国)

グループ	x	$x/23 \times 100(\%)$
A	4	17.39
B	1	4.34
C	5	21.73
D	13	56.52
E	13	56.52
§41	13	56.52
§14	7	30.43

(vi) 太平洋 (11か国)

グループ	x	$x/11 \times 100(\%)$
A	7	63.63
B	1	9.09
C	1	9.09
D	2	18.18
E	0	
§41	1	9.09
§14	0	

(iii) ヨーロッパ^a (東欧11か国)

グループ	x	$x/11 \times 100(\%)$
A	0	
B	1	9.09
C	0	
D	10	90.91
E	0	
§41	0	
§14	0	

(vii) アフリカ (52か国)

グループ	x	$x/52 \times 100(\%)$
A	20	38.46
B	2	3.84
C	22	42.30
D	8	15.38
E	10	19.23
§41	1	1.92
§14	1	1.92

(iv) アメリカ (南北35か国)

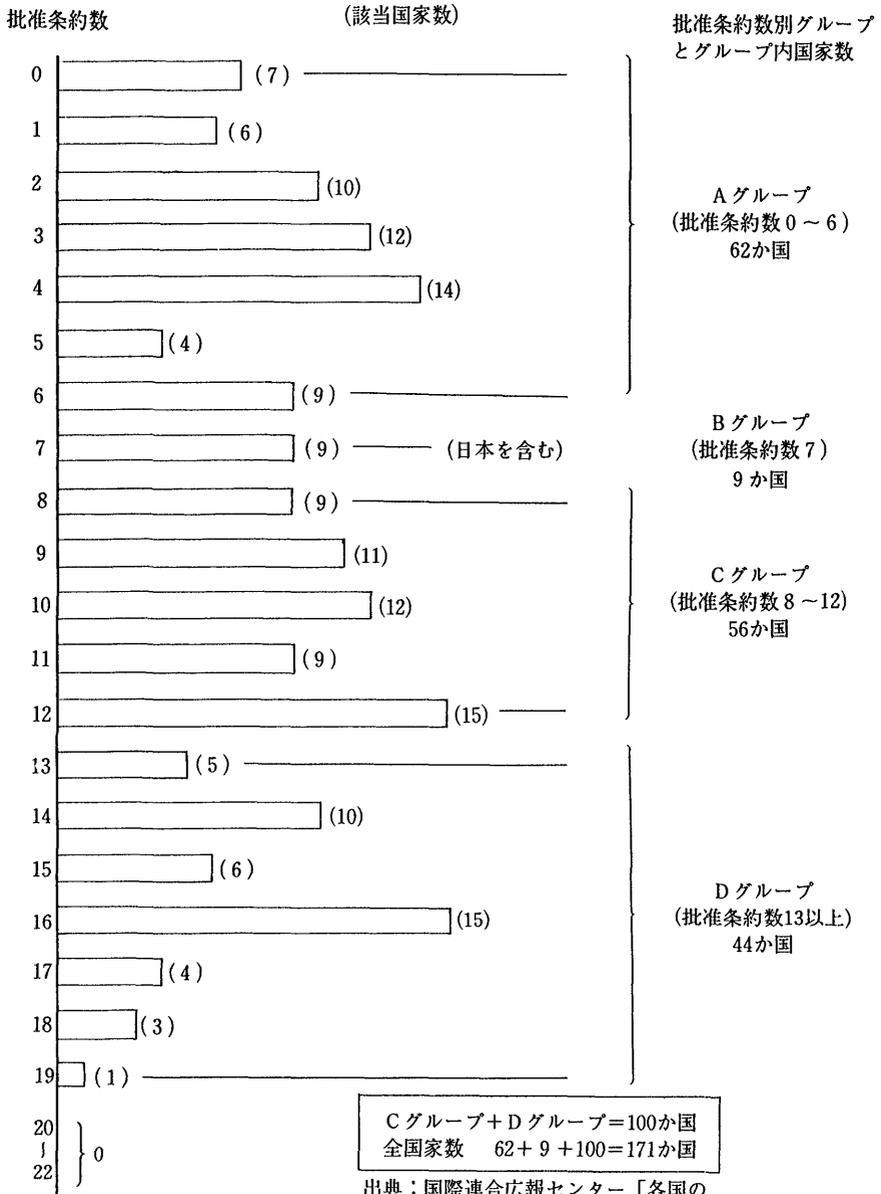
グループ	x	$x/35 \times 100(\%)$
A	10	28.57
B	1	2.85
C	15	42.85
D	9	25.71
E	17	48.57
§41	4	11.42
§14	4	11.42

(viii) 全世界 (171か国)

グループ	x	$x/171 \times 100(\%)$
A	62	36.25
B	9	5.26
C	56	32.74
D	44	25.73
E	40	23.39
§41	21	12.28
§14	12	7.01

(1988年3月1日現在)

第4表 世界の諸国の人権条約批准(加入を含む)状況(批准条約数別)



出典：国際連合広報センター「各国の国際人権条約批准状況」(1988年3月1日現在)